

運 営 規 程

サンケア株式会社

指定訪問介護事業所「サンケア押野」

指定訪問介護事業所「サンケア押野」運営規程

(事業の目的)

第1条 サンケア株式会社が設置する指定訪問介護事業所サンケア押野(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 二 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 三 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 四 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 五 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 六 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 七 前六項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 サンケア押野
- 二 所在地 石川県石川郡野々市町押野5丁目39番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人

事業所における従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

二 サービス提供責任者 2人以上

事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。

三 訪問介護員等 2人以上

指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日：年中無休とする。

二 営業時間：24時間営業とする。

(指定訪問介護を開始する手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は、その家族に対し、本規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、指定訪問介護の提供の開始について、利用申込者の同意を得なければならない。

(指定訪問介護の内容)

第7条 事業所の指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

一 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助

二 生活援助

調理、洗濯、掃除等の家事援助

(訪問介護計画の作成及び変更)

第8条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て交付するものとする。

2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第9条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その（1割もしくは2割）の額とする。
- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 - 3 提供した指定訪問介護について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合は、領収書及びサービス提供証明書を交付する。

(通常の実業の実施地域)

- 第10条 通常の実業の実施地域は、野々市町及び金沢市とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 訪問介護員等は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持等)

- 第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(サービスの提供の記録)

- 第13条 事業所は、指定訪問介護を提供した際には、その提供日、内容、当該指定訪問介護について介護保険法第41条第6項又は同第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載するものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問介護の具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(苦情処理)

- 第14条 事業所は、提供した指定訪問介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応することとし、相談窓口及び担当職員を置いて、解

決に向けた改善の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容、当該苦情を解決するために講じた措置等を記録し、**5年間**保存するものとする。
- 3 第1項の苦情に関し、関係する市町又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 前項の改善の内容に関し、関係する市町又は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を報告するものとする。
- 5 この事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第15条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、2年間保存するものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

- 第16条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 一 訪問介護計画
 - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 利用者に関する市町への通知に係る記録
 - 四 苦情等の内容等の記録
 - 五 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(衛生管理等)

- 第17条 事業所は、訪問介護員等に対し、その清潔の保持について必要な管理を行い、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させる等、その健康状態についての必要な管理を行うものとする。
- 2 事業所は、その設備、備品及び訪問介護に使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 この事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修：採用後6ヶ月以内

二 継続研修：年1回

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はサンケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める

一 虐待の防止のための指針を整備する

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する

三 上記措置を適切に実施するための担当者を置く

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。